

令和 3 年第 2 回小城市議会定例会提案理由

(令和 3 年 6 月 4 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 3 年第 2 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 38 号 小城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございますが、令和 3 年度税制改正の大綱において、税務関係書類における押印義務の見直しがされたことにより改正するものでございます。

改正の内容でございますが、審査の申出の手続等における書面への押印及び署名を不要とするものでございます。

次に、議案第 39 号 小城市税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が施行されることにより、小城市税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、国外居住親族の取扱いの見直しや、セルフメディケーション税制の適用期限

を5年延長することなど、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第40号 小城市特定個人情報保護条例等の一部を改正する条例でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第41号 小城市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございますが、医療費の助成対象を重度精神障害者まで拡大するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第42号 多久小城医療組合の設立についてでございますが、多久市と病院の設置及び管理運営並びに訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関する事務を共同処理するため、一部事務組合を設立するもので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第43号 令和3年度小城市一般会計補正

予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ16億8,594万6千円を追加し、補正後の予算を歳入歳出それぞれ227億7,192万円とするものでございます。

第2表 継続費の補正は、芦刈文化体育館の改修工事のための「体育施設管理事業」を追加するものでございます。

第3表 地方債の補正は、「体育施設管理事業」と「庁舎防災機能強靱化事業」の2事業で3本の地方債を追加し、「社会資本整備総合交付金事業（新設改良）」につきましては、限度額の変更をするものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

第2款 総務費でございますが、新規事業として、市庁舎の非常用発電等の整備を行う「庁舎防災機能強靱化事業」の追加、それから、仮称でございますが、小城フットボールセンターの土地購入費を計上しております。

第6款 農林水産業費でございますが、農業用施設を整備する「農業基盤整備促進事業」と「地域農業水

利施設ストックマネジメント事業」などの費用を追加するものでございます。

第7款 商工費でございますが、スマートフォン等を使った非接触の支払い手続きを推進するとともに、ポイントを還元することにより市内での消費活動を活性化するための「キャッシュレス決済推進事業」、それから、市内タクシーを活用し、ドライバーの市内観光に係る知識を習得する機会を設け、観光案内事業者を育成するための「タクシー観光実施助成事業」を計上しております。

第8款 土木費でございますが、道路の安全性と利便性の確保のための「社会資本整備総合交付金事業（新設改良）」の委託料等の追加と、牛津地域拠点地区の交流拠点である牛津駅前広場の整備のための費用を追加するものでございます。

第10款 教育費でございますが、2024年国民スポーツ佐賀大会の競技会場として内定している芦刈文化体育館の施設や設備の改修費を計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、諸収入、市債を計上し、

財源調整として基金繰入金を計上するものでございます。

次に、議案第 44 号 令和 3 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）でございますが、資本的支出の既定の予算から 176 万 5 千円を減額し、補正後の予算の総額を 21 億 1,361 万 9 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、浄化槽設計委託の一部を会計年度任用職員で実施することに伴い、委託料を減額するものでございます。

続きまして、報告第 2 号から報告第 6 号まで一括して御報告申し上げます。

まず、報告第 2 号 令和 2 年度小城市一般会計継続費繰越計算書は、「都市計画マスタープラン見直し事業」の 1 事業について、令和 3 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 3 号 令和 2 年度小城市一般会計繰越明許費繰越計算書は、「テレワーク推進事業」から「公立学校施設災害復旧事業」までの 43 事業について、約 17 億 5,156 万円を令和 3 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告す

るものでございます。

次に、報告第4号 令和2年度小城市水道事業繰越計算書は、資本的支出の建設改良費について、1,814万9千円を令和3年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号 令和2年度小城市下水道事業繰越計算書は、資本的支出の建設改良費について、6,400万円を令和3年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号 専決処分の報告についてでございますが、令和2年12月29日、市職員が粗大ごみを搬送中、相手方の車両に接触し、損傷させたもので示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和3年5月17日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましても、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

げまして、提案理由の御説明とさせていただきます。
どうぞよろしくお願ひ申し上げます。